

[關係部分抜粹]

10月22日

愛知県専修学校各種学校連合会説明用

令和6年度第1回

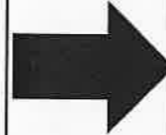
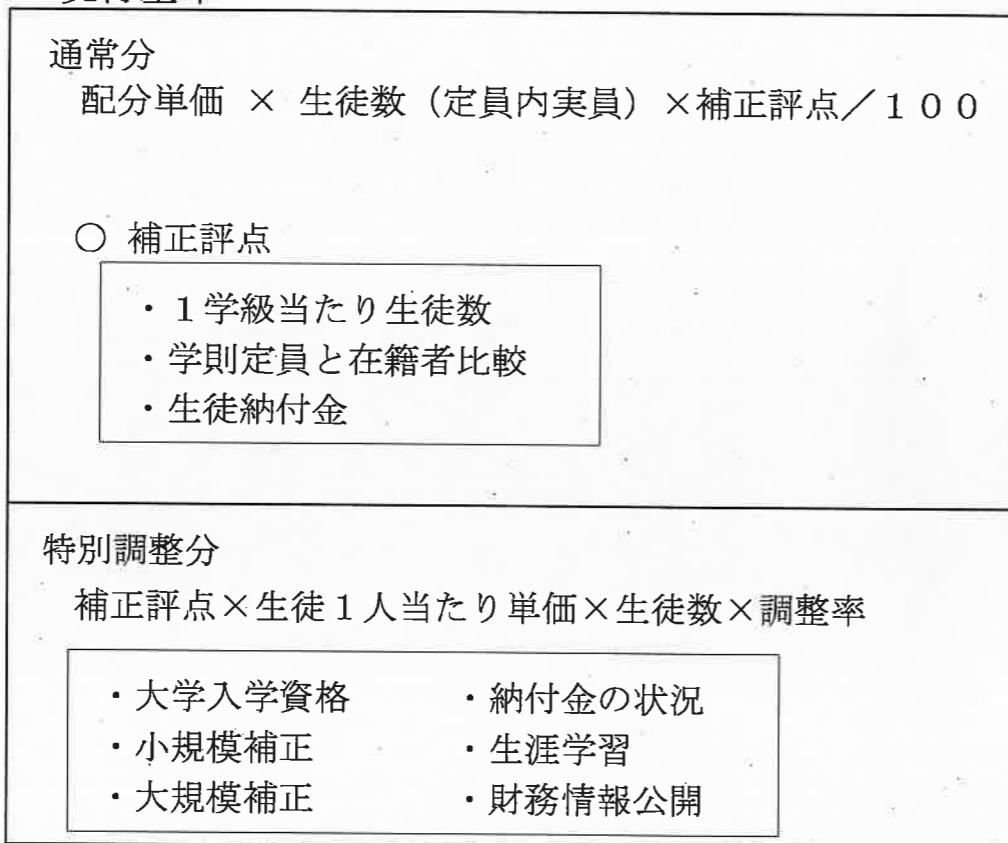
愛知県学校法人等助成審議会 資料

諮問事項

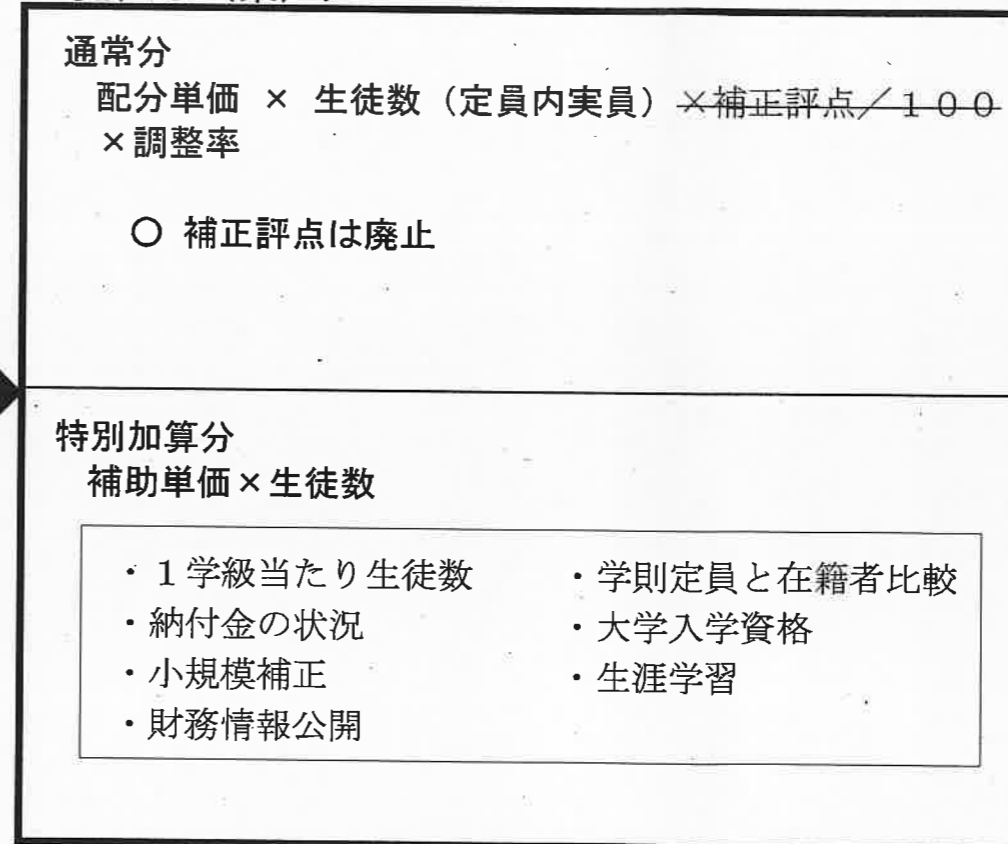
【専修学校高等課程】

- 配分限度額は、予算単価×生徒数（定員内実員）（従前どおり）
- 「通常分」の「補正評点」及び「特別調整分」を廃止し、新設する定額加算方式の「特別加算分」に移行
- 「特別加算分」で配分した後、残額を「通常分」にて配分

<現行基準>



<見直し（案）>

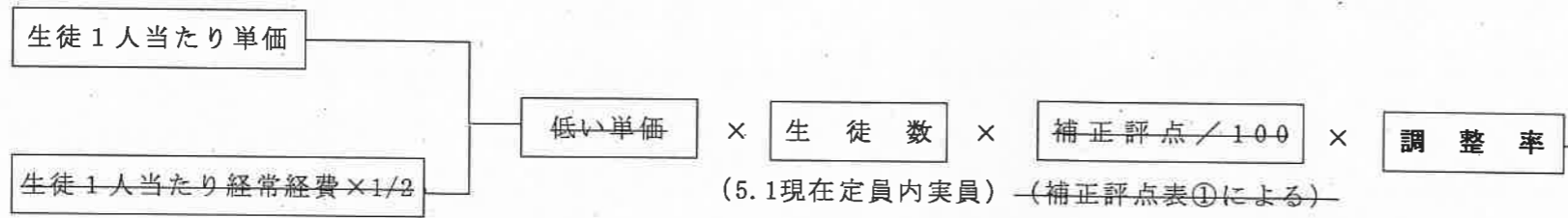


[補正評点表]  
① (通常分)

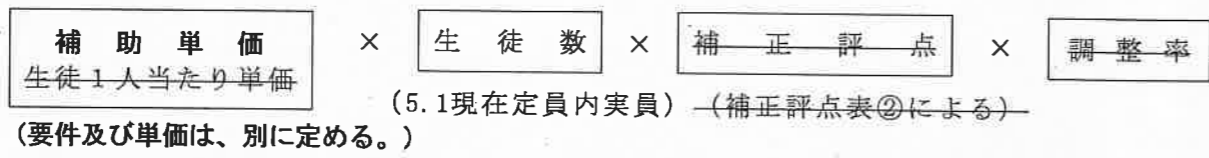
項	目	配点	内 容																										
ア 教育条件 整備状況	a 1 学級当たり生徒数 生徒数/学級数	40	1 学級当たり生徒数 40人以下を最高点とする。 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <tr> <td>40</td><td>35</td><td>30</td><td>25</td><td>20</td><td>15</td><td>10</td> </tr> <tr> <td>40人以下</td><td>41</td><td>42</td><td>43</td><td>44</td><td>45</td><td>45人超過</td> </tr> </table>	40	35	30	25	20	15	10	40人以下	41	42	43	44	45	45人超過												
	40	35	30	25	20	15	10																						
40人以下	41	42	43	44	45	45人超過																							
b 学則定員と在籍者比較 生徒数/学則定員	20	学則定員に対する実員の割合 100%以下を最高点とする。 <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <tr> <td>20</td><td>19</td><td>17</td><td>14</td><td>11</td><td>8</td><td>5</td> </tr> <tr> <td>100%以下</td><td>100~110</td><td>110~120</td><td>120~130</td><td>130~140</td><td>140~150</td><td>150%超過</td> </tr> </table>	20	19	17	14	11	8	5	100%以下	100~110	110~120	120~130	130~140	140~150	150%超過													
20	19	17	14	11	8	5																							
100%以下	100~110	110~120	120~130	130~140	140~150	150%超過																							
イ 父母負担 状況	生徒納付金	40	新入生徒1人当たり授業料等毎月納付金・入学納付金について比較 平均額以下を最高点とする。 (単位: 千円) <table border="1" style="margin: 5px auto;"> <tr> <td>40</td><td>39</td><td>38</td><td>37</td><td>34</td><td>31</td><td>28</td><td>25</td><td>20</td><td>15</td><td>10</td><td>5</td><td>0</td> </tr> <tr> <td>699 以下</td><td>699~ 709</td><td>709~ 719</td><td>719~ 729</td><td>729~ 759</td><td>759~ 789</td><td>789~ 819</td><td>819~ 849</td><td>849~ 899</td><td>899~ 949</td><td>949~ 999</td><td>999~ 1,049</td><td>1,049 超過</td> </tr> </table>	40	39	38	37	34	31	28	25	20	15	10	5	0	699 以下	699~ 709	709~ 719	719~ 729	729~ 759	759~ 789	789~ 819	819~ 849	849~ 899	899~ 949	949~ 999	999~ 1,049	1,049 超過
40	39	38	37	34	31	28	25	20	15	10	5	0																	
699 以下	699~ 709	709~ 719	719~ 729	729~ 759	759~ 789	789~ 819	819~ 849	849~ 899	899~ 949	949~ 999	999~ 1,049	1,049 超過																	
合	計	100																											

エ 学校法人立専修学校（高等課程）

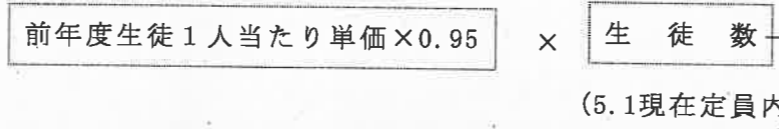
(ア) 通常分



(イ) 特別加算分  
特別調整分



[激変緩和措置]



合計額

いずれか高い額

○ 特別加算分（新規）

項 目	補助単価	要 件																																				
納付金の状況	「要件」欄のとおり	<p>新生徒1人当たり授業料等毎月納付金・入学納付金について比較</p> <table border="1"> <tr> <td>納付金の額が</td> <td>670千円以下</td> <td>31,000円</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>670千円を超え 710千円以下</td> <td>29,000円</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>710千円を超え 750千円以下</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>750千円を超え 780千円以下</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>780千円を超え 810千円以下</td> <td>22,000円</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>810千円を超え 840千円以下</td> <td>19,000円</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>840千円を超え 870千円以下</td> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>870千円を超え 920千円以下</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>920千円を超え 970千円以下</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>970千円を超え 1,020千円以下</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>1,020千円を超え 1,070千円以下</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>1,070千円を超える</td> <td>0円</td> </tr> </table>	納付金の額が	670千円以下	31,000円	〃	670千円を超え 710千円以下	29,000円	〃	710千円を超え 750千円以下	27,000円	〃	750千円を超え 780千円以下	25,000円	〃	780千円を超え 810千円以下	22,000円	〃	810千円を超え 840千円以下	19,000円	〃	840千円を超え 870千円以下	16,000円	〃	870千円を超え 920千円以下	13,000円	〃	920千円を超え 970千円以下	10,000円	〃	970千円を超え 1,020千円以下	7,000円	〃	1,020千円を超え 1,070千円以下	4,000円	〃	1,070千円を超える	0円
納付金の額が	670千円以下	31,000円																																				
〃	670千円を超え 710千円以下	29,000円																																				
〃	710千円を超え 750千円以下	27,000円																																				
〃	750千円を超え 780千円以下	25,000円																																				
〃	780千円を超え 810千円以下	22,000円																																				
〃	810千円を超え 840千円以下	19,000円																																				
〃	840千円を超え 870千円以下	16,000円																																				
〃	870千円を超え 920千円以下	13,000円																																				
〃	920千円を超え 970千円以下	10,000円																																				
〃	970千円を超え 1,020千円以下	7,000円																																				
〃	1,020千円を超え 1,070千円以下	4,000円																																				
〃	1,070千円を超える	0円																																				
定員在籍者比率	「要件」欄のとおり	<p>学則定員に対する実員の割合（生徒数／学則定員）が、</p> <table border="1"> <tr> <td>100%以下</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>100%を超え 110%以下</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>110%を超え 120%以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>120%を超える</td> <td>0円</td> </tr> </table>	100%以下	10,000円	100%を超え 110%以下	6,000円	110%を超え 120%以下	1,000円	120%を超える	0円																												
100%以下	10,000円																																					
100%を超え 110%以下	6,000円																																					
110%を超え 120%以下	1,000円																																					
120%を超える	0円																																					
1学級当たり生徒数	「要件」欄のとおり	<p>全学年の1学級当たり生徒数（全生徒数／全学級数）が、</p> <table border="1"> <tr> <td>20人以下</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>21人～25人</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>26人～30人</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>31人～35人</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>36人～39人</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>40人</td> <td>1,000円</td> </tr> </table> <p>ただし、各学年の1学級当たり生徒数が、1学年でも40人を超えた場合は、0円</p>	20人以下	10,000円	21人～25人	8,000円	26人～30人	6,000円	31人～35人	4,000円	36人～39人	2,000円	40人	1,000円																								
20人以下	10,000円																																					
21人～25人	8,000円																																					
26人～30人	6,000円																																					
31人～35人	4,000円																																					
36人～39人	2,000円																																					
40人	1,000円																																					
大学入学資格	4,000円	今年度、大学入学資格が付与されている学校																																				
小規模校加算	20,000円	今年度、実員が200人以下の学校																																				
生涯学習支援事業	「要件」欄のとおり	<p>前年度、次の取組を実施した学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域への学校施設開放 1,000円</li> <li>・ボランティア活動 1,000円</li> <li>・その他（公開講座・要請に基づく地域行事参加等） 1,000円（令和6年度までの配分に限る。）</li> </ul>																																				
財務情報の公開状況	「要件」欄のとおり	<p>今年度、財務情報（私立学校法（以下「法」という。）第47条第1項に掲げる、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書並びに同条第2項に掲げる監査報告書をいう。）の閲覧請求に基づく学校関係者（法第47条第2項における、私立学校に在学する者その他の利害関係人をいう。）に対する閲覧及び一般への公開をしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページに掲載している場合 1,000円</li> <li>・小科目まで公開している場合 1,000円</li> <li>・当該校単独の財務情報を公開している場合 1,000円</li> <li>・複写、謄写が可能な場合 1,000円</li> </ul>																																				

オ 学校法人立専修学校（専門課程・一般課程）

$$\boxed{\text{学校当たり定額}} + \boxed{\text{生徒1人当たり単価}} \times \boxed{\text{生徒数}}$$

- ①学校当たり定額の補正 39人以下 1/2
- ②生徒数は、5.1現在実員 ※実員が750人を超える場合、超えた生徒数は 1/2
- ③別科、修業年限1年未満又は学校教育法第1条の学校の補習教育等を目的とする学校の生徒は含まない。

(2) 配分額の調整について

項 目	調 整 内 容
<p>ア 指導検査等により、会計処理、その他学校運営等について文書指摘があった場合</p>	<p>配分額の20%以内の額（教育条件向上推進費補助金及び幼児教育充実推進費補助金を除く。）を減額</p>
<p>イ 高等学校（全日制課程・定時制課程）、中等教育学校、中学校及び小学校において、授業料の値上げを学年進行によらず、在校生も含めて行った場合 （入学時に、各年度の授業料が学則で定められている場合を除く。） （学納金全体で合計額に変更がない場合を除く。）</p>	<p>配分額の1%の額を減額</p>
<p>ウ 高等学校（全日制課程・定時制課程）において、前年度決算による本務教員1人当たり給与支出額が愛知県立高等学校の平均額を著しく超える場合</p>	<p>配分額の3%以内の額を減額 なお、この減額相当額は、「財務状況の改善対策分」及び「私学経営安定化対策分」の配分額に充当</p>
<p>エ 高等学校（全日制課程）において、前年度の5月1日現在の生徒数が退学により著しく減少したことにより、前年度の配分額に著しい差異が生じた場合</p>	<p>前年度配分額の1%の額を減額</p>
<p>オ 幼稚園において、本務教員の初任給が県内私立幼稚園の平均額よりも著しく低い場合</p>	<p>配分額の1%の額を減額</p>
<p>カ 高等学校（全日制課程・定時制課程）、中等教育学校（前期課程）、中学校、小学校及び学校法人立幼稚園において、当該学校の生徒1人当たり経常経費の2分の1の額（限度単価）が決算で減少したことなどにより前年度の配分額に著しい差異が生じた場合</p>	<p>一定基準を超える額相当額を減額</p>